

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

24年6月26日

愛知県知事 殿

提出者

住 所 新城市須長字八幡1番地

氏 名 株式会社丸義商店

代表取締役森田清隆

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号0536-23-5390

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社丸義商店
事業場の所在地	新城市須長字八幡1
計画期間	24年4月1日～25年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06. 総合建設業
②事業の規模	元請完成工事高 417014 千円
③従業員数	28

	<p>④産業廃棄物の一連の処理の工程</p>	<p>土木工事・解体工事</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 廃プラスチック類、自社で破砕後中間、最終処分業者に委託 2. 紙くず、繊維くず、自社で破砕後中間処理業者に委託 3. 金属くず 自社で圧縮後再生業者に委託、再生できないものは最終処分 4 ガラスくずコンクリートくず陶磁器くず 自社で破砕後埋立処分 5. がれき類、木くず 自社で破砕後再生利用、再生できないものは中間、最終処理業者に委託
--	------------------------	--

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

- (管理体制図)
連絡系統
1. 本店代表取締役・産業廃棄物処理施設責任者
 2. 工場長産業廃棄物管理責任者
 3. 現場責任者(設計、工事現場管理者) + 従業員
 4. 事務員(顧客管理)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(23年度)実績】							
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	金属くず	ガラスくず コンクリートくず 陶磁器くず	がれき類
	排出量	150	45	950	58	320	320	2580
	(これまでに実施した取組) 特になし							
②計画	【目標】							
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	金属くず	ガラスくず コンクリートくず 陶磁器くず	がれき類
	排出量	-	-	800	-	-	-	1800
	(今後実施する予定の取組) 資源化 作業の合理化							

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 各品目毎に分別保管を行う
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 可能な限り発生現場での分別収集を行う

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項								
①現状	【前年度（ 2 3 年度）実績】							
	産業廃棄物の種類	木くず			がれき類			
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	350 t			t			
	(これまでに実施した取組) 再生品としての規格化 再生用の機械の導入							
②計画	【目標】							
	産業廃棄物の種類	木くず			がれき類			
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	700 t			1000 t			
	(今後実施する予定の取組) 再生品としての規格化、品質の安定化、定期的な成分の分析 定期的な販売経路の確立							
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項								
①現状	【前年度（ 2 3 年度）実績】							
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず	木くず	木くず	金属くず	ガラスくず コンクリートくず 陶磁器くず	がれき類
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量							
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量							
(これまでに実施した取組) 該当実績無し								
②計画	【目標】							
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず	木くず	木くず	金属くず	ガラスくず コンクリートくず 陶磁器くず	がれき類
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量							
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量							
(今後実施する予定の取組) 計画予定無し								

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（23年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 可能な限り再生化につとめる		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項								
①現状	【前年度（23年度）実績】							
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	金属くず	ガラスくず コンクリートくず 陶磁器くず	がれき類
	全処理委託量	150	45	600	58	320	300	2440
	優良認定処理業者への処理委託量							
	再生利用業者への処理委託量			600			300	2440
	認定熱回収業者への処理委託量							
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量							
	(これまでに実施した取組) 自社で再利用できるものは活用するほか委託分についても可能な限り再生処理事業者に委託を行う							

(第5面)

②計画	【目標】							
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	金属くず	ガラスくず コンクリートくず 陶磁器くず	がれき類
	全処理委託量			100				1800
	優良認定処理業者への処理委託量							800
	再生利用業者への処理委託量			100				1000
	認定熱回収業者への処理委託量							
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量							
(今後実施する予定の取組) 自社で再利用できるものは自社で活用する 可能な限り再生処理事業者に委託を行う 優良認定処理事業者を選定し優先的に委託を行う								
※事務処理欄								

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。